

旧	新
(道路の位置の指定) 第10条 (第1項省略) 2 計画敷地が宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下この項において「宅地造成等規制法一部改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項及び別表第1において「旧宅地造成等規制法」という。）第8条第1項（宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可の申請をし、<u>又は</u>旧宅地造成等規制法第11条（宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の協議をした工事に係る土地である場合は、前項の表に掲げる図面のうち<u>当該</u>申請又は協議の際に提出した図面と同一のものについては、これを省略することができる。 (第3項及び第4項省略) (計画変更等) 第15条 (第1項及び第2項省略) 3 前項の規定にかかわらず、建築主は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）<u>第12条第1項</u>又は第2項（建築主が国の機関の長等である場合にあつては、建築物省エネ法<u>第13条第2項</u>又は第3項）に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）<u>第3条（同令第7条第2項）</u>におい	(道路の位置の指定) 第10条 (第1項省略) 2 計画敷地が<u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項及び別表第1において「盛土規制法」という。）</u>第12条第1項の許可の申請をし、若しくは<u>盛土規制法第15条第1項の協議をした工事に係る土地である場合又は</u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下この項において「宅地造成等規制法一部改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項及び別表第1において「旧宅地造成等規制法」という。）第8条第1項（宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可の申請をし、<u>若しくは</u>旧宅地造成等規制法第11条（宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の協議をした工事に係る土地である場合は、前項の表に掲げる図面のうち<u>これらの</u>申請又は協議の際に提出した図面と同一のものについては、これを省略することができる。 (第3項及び第4項省略) (計画変更等) 第15条 (第1項及び第2項省略) 3 前項の規定にかかわらず、建築主は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）<u>第11条第1項</u>又は第2項（建築主が国の機関の長等である場合にあつては、建築物省エネ法<u>第12条第2項</u>又は第3項）に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）<u>第5条（同令第9条第2項）</u>におい

て準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更をいう。)については、法第7条第1項の規定による検査の申請(建築主が国の機関の長等である場合にあっては、法第18条第20項の規定による通知)をしようとする際併せて建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書を建築主事等(当該判定が大規模建築物に係るものである場合にあっては、建築主事)に届け出るものとする。

(第4項から第6項まで省略)

(検査等に必要な書類の提出)

第17条の2 省令第4条第1項第6号の規定により定める書類は、次に掲げるものとする。

(第1号省略)

- (2) 申請に係る建築物が建築物省エネ法第11条第1項の規定の適用を受ける場合にあっては、省エネ基準工事監理報告書

(第2項省略)

(擁壁の規模及び構造)

第18条 条例第3条第1項の規定による規則で定める擁壁又は防土堤の規模及び構造は、擁壁にあっては第1号に、防土堤にあっては第2号に定めるところによる。ただし、周囲の地形、土質及び当該擁壁又は防土堤の規模等により安全上支障がない場合においては、この限りでない。

- (1) 擁壁については、法及び政令で定めるところによるほか、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第393号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定を準用する。

(第2号省略)

て準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更をいう。)については、法第7条第1項の規定による検査の申請(建築主が国の機関の長等である場合にあっては、法第18条第20項の規定による通知)をしようとする際併せて建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書を建築主事等(当該判定が大規模建築物に係るものである場合にあっては、建築主事)に届け出るものとする。

(第4項から第6項まで省略)

(検査等に必要な書類の提出)

第17条の2 省令第4条第1項第6号の規定により定める書類は、次に掲げるものとする。

(第1号省略)

- (2) 申請に係る建築物が建築物省エネ法第10条第1項の規定の適用を受ける場合にあっては、省エネ基準工事監理報告書

(第2項省略)

(擁壁の規模及び構造)

第18条 条例第3条第1項の規定による規則で定める擁壁又は防土堤の規模及び構造は、擁壁にあっては第1号に、防土堤にあっては第2号に定めるところによる。ただし、周囲の地形、土質及び当該擁壁又は防土堤の規模等により安全上支障がない場合においては、この限りでない。

- (1) 擁壁については、法及び政令で定めるところによるほか、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第8条第1項第2号及び第9条から第12条まで並びに宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第393号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定を準用する。

(第2号省略)

旧

別表第1 申請書に添えるべき図書

	(ア)	(イ)		
		図書の種類	明示すべき事項	
(1)	条例第3条の規定が適用される建築物	付近見取図	隣地にある建築物及び崖の位置	
		配置図	敷地内外における建築物及び崖の位置並びに崖の下端から建築物までの水平距離	
			擁壁又は防土堤の位置	
			雨水の集水方向並びに雨水及び汚水の排水施設の位置	
		2面以上の断面図	崖の形状、勾配及び高さ	
		崖に関する調査説明書	土質	
	条例第3条第1項第1号イの規定が適用される建築物	2面以上の断面図	崖の条例第3条第1項第1号の表(い)欄の角度を超え同表(う)欄の角度以下の部分の垂直距離	
	条例第3条第1項第2号の規定が適用される建築物	配置図	崖の斜面を芝又はこれに類するもので覆った範囲	
	2面以上の断面図	崖の斜面を芝又はこれに類するもので覆った範囲		
		配置図	崖崩れによる被害を受けるおそれのある部分の位置	
			各階平面図	崖崩れによる被害を受けるおそれのある部分の位置
	2面以上の断面図	崖崩れによる被害を受けるおそれのある部分の位置並びにその部分の部材の位置、寸法及び材料の種別		
		配置図	崖崩れによる被害を受けるおそれのある部分の位置	
	条例第3条第1項第5号の規定が適用される建築物	崖に関する調査説明書	地盤の安定計算の結果	
	条例第3条第1項第6号の規定が適用される建築物	配置図	条例第3条第1項第6号に規定する工事により整備されている範囲	
	第18条第1号の規定が適用される建築物	条例第3条第1項第6号イの規定が適用される建築物	条例第3条第1項第6号イの規定に適合することの確認に必要な図書	条例第3条第1項第6号イに規定する対策工事等その他これに類する土砂災害の防止に関する工事であることを確認するために必要な事項
		第18条第1号の規定が適用される建築物	宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省、国土交通省令第3号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下この項において「旧宅地造成等規制法施行規則」という。）第4条第1項の表に定める崖の断面図、擁壁の断面図及び擁壁の背面図	旧宅地造成等規制法施行規則第4条第1項の表に定める崖の断面図、擁壁の断面図及び擁壁の背面図に明示すべき事項

新

別表第1 申請書に添えるべき図書

	(ア)	(イ)		
		図書の種類	明示すべき事項	
(1)	条例第3条の規定が適用される建築物	付近見取図	隣地にある建築物及び崖の位置	
		配置図	敷地内外における建築物及び崖の位置並びに崖の下端から建築物までの水平距離	
			擁壁又は防土堤の位置	
			雨水の集水方向並びに雨水及び汚水の排水施設の位置	
		2面以上の断面図	崖の形状、勾配及び高さ	
		崖に関する調査説明書	土質	
	条例第3条第1項第1号イの規定が適用される建築物	2面以上の断面図	崖の条例第3条第1項第1号の表(い)欄の角度を超え同表(う)欄の角度以下の部分の垂直距離	
	条例第3条第1項第2号の規定が適用される建築物	配置図	崖の斜面を芝又はこれに類するもので覆った範囲	
	2面以上の断面図	崖の斜面を芝又はこれに類するもので覆った範囲		
		配置図	崖崩れによる被害を受けるおそれのある部分の位置	
			各階平面図	崖崩れによる被害を受けるおそれのある部分の位置
	2面以上の断面図	崖崩れによる被害を受けるおそれのある部分の位置並びにその部分の部材の位置、寸法及び材料の種別		
		配置図	崖崩れによる被害を受けるおそれのある部分の位置	
	条例第3条第1項第5号の規定が適用される建築物	崖に関する調査説明書	地盤の安定計算の結果	
	条例第3条第1項第6号の規定が適用される建築物	配置図	条例第3条第1項第6号に規定する工事により整備されている範囲	
	第18条第1号の規定が適用される建築物	条例第3条第1項第6号イの規定が適用される建築物	条例第3条第1項第6号イの規定に適合することの確認に必要な図書	条例第3条第1項第6号イに規定する対策工事等その他これに類する土砂災害の防止に関する工事であることを確認するために必要な事項
		第18条第1号の規定が適用される建築物	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下この項において「盛土規制法施行規則」という。）第7条第1項第1号の表又は宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省、国土交通省令第3号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下この項において「旧宅地造成等規制法施行規則」という。）第4条第	盛土規制法施行規則第7条第1項第1号の表又は旧宅地造成等規制法施行規則第4条第1項の表に定める崖の断面図、擁壁の断面図及び擁壁の背面図に明示すべき事項

								1 項の表に定める崖の断面図、擁壁の断面図及び擁壁の背面図		
		第18条第 2 号の規定が適用される建築物	防土堤の断面図	防土堤の寸法並びに材料の種類及び寸法			第18条第 2 号の規定が適用される建築物	防土堤の断面図	防土堤の寸法並びに材料の種類及び寸法	
(2)	条例第 3 条の 2 の規定が適用される建築物		付近見取図	災害危険区域の位置		(2)	条例第 3 条の 2 の規定が適用される建築物	付近見取図	災害危険区域の位置	
			配置図	災害危険区域の境界線				配置図	災害危険区域の境界線	
				敷地内外における建築物及び急傾斜地の位置					敷地内外における建築物及び急傾斜地の位置	
			各階平面図	居室及びその開口部の位置				各階平面図	居室及びその開口部の位置	
			2 面以上の断面図	急傾斜地の形状及び高さ				2 面以上の断面図	急傾斜地の形状及び高さ	
				居室及びその開口部の位置及び形状					居室及びその開口部の位置及び形状	
				基礎及び主要構造部の位置及び構造					基礎及び主要構造部の位置及び構造	
		条例第 3 条の 2 第 2 項第 2 号の規定が適用される建築物	配置図	急傾斜地崩壊防止工事により整備されている範囲			条例第 3 条の 2 第 2 項第 2 号の規定が適用される建築物	配置図	急傾斜地崩壊防止工事により整備されている範囲	
		条例第 3 条の 2 第 2 項第 3 号の規定が適用される建築物	配置図	旧宅地造成等規制法第 2 条第 2 号に規定する宅地造成に関する工事（以下「 <u>宅地造成工事</u> 」という。）により整備されている範囲			条例第 3 条の 2 第 2 項第 3 号の規定が適用される建築物	配置図	旧宅地造成等規制法第 2 条第 2 号に規定する宅地造成に関する工事（以下「 <u>旧宅地造成工事</u> 」という。）により整備されている範囲	
			条例第 3 条の 2 第 2 項第 3 号の規定に適合することの確認に必要な図書	条例第 3 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する宅地造成に関する工事であることを確認するために必要な事項				条例第 3 条の 2 第 2 項第 3 号の規定に適合することの確認に必要な図書	条例第 3 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する宅地造成に関する工事であることを確認するために必要な事項	
		<u>(新設)</u>								
		条例第 3 条の 2 第 2 項 <u>第 4 号</u> の規定が適用される建築物	配置図	都市計画法第 4 条第12項に規定する開発行為に関する工事（以下「開発工事」という。）により整備されている範囲			条例第 3 条の 2 第 2 項 <u>第 5 号</u> の規定が適用される建築物	配置図	都市計画法第 4 条第12項に規定する開発行為に関する工事（以下「開発工事」という。）により整備されている範囲	
			条例第 3 条の 2 第 2 項 <u>第 4 号</u> の規定に適合することの確認に必要な図書	条例第 3 条の 2 第 2 項 <u>第 4 号</u> に規定する開発行為に関する工事であることを確認するために必要な事項				条例第 3 条の 2 第 2 項 <u>第 5 号</u> の規定に適合することの確認に必要な図書	条例第 3 条の 2 第 2 項 <u>第 5 号</u> に規定する開発行為に関する工事であることを確認するために必要な事項	
		条例第 3 条の 2 第 2 項 <u>第 5 号</u> の規定が適用される建築物	配置図	建築物が面する急傾斜地が急傾斜地崩壊防止工事により整備されている部分を有する場合にあっては、当該工事により整備されている範囲			条例第 3 条の 2 第 2 項 <u>第 6 号</u> の規定が適用される建築物	配置図	建築物が面する急傾斜地が急傾斜地崩壊防止工事により整備されている部分を有する場合にあっては、当該工事により整備されている範囲	
				建築物が面する急傾斜地が <u>宅地造成工事</u> により整備されている部分を有する場合にあっては、当該工事により整備されている範囲					建築物が面する急傾斜地が <u>旧宅地造成工事</u> により整備されている部分を有する場合にあっては、当該工事により整備されている範囲	
				<u>(新設)</u>					<u>建築物が面する急傾斜地が宅地造成工事等により整備されている部分を有する場合にあっては、当該工事により整備されている範囲</u>	
				建築物が面する急傾斜地が開発工事により整備されている部分を有する場合にあっては、当該工事により整備されている範囲					建築物が面する急傾斜地が開発工事により整備されている部分を有する場合にあっては、当該工事により整備されている範囲	
			<u>2 以上</u> の断面図	建築物が面する急傾斜地が急傾斜地崩壊防止工事により整備されている部分を有する場合にあっては、当該部分の高さ				<u>2 面以上</u> の断面図	建築物が面する急傾斜地が急傾斜地崩壊防止工事により整備されている部分を有する場合にあっては、当該部分の高さ	
				建築物が面する急傾斜地が <u>宅地造成工事</u> により整備されている部分を有する場合にあっては、当該部分の高さ					建築物が面する急傾斜地が <u>旧宅地造成工事</u> により整備されている部分を有する場合にあっては、当該部分の高さ	
				<u>(新設)</u>					<u>建築物が面する急傾斜地が宅地造成工事等により整備されている部分を有する場合にあっては、当該部分の高さ</u>	

				建築物が面する急傾斜地が開発工事により整備されている部分を有する場合にあっては、当該部分の高さ					建築物が面する急傾斜地が開発工事により整備されている部分を有する場合にあっては、当該部分の高さ		
				建築物が面する急傾斜地が急傾斜地崩壊防止工事、 <u>宅地造成工事</u> 又は開発工事により整備されている部分以外の部分を有する場合にあっては、当該部分の高さ					建築物が面する急傾斜地が急傾斜地崩壊防止工事、 <u>旧宅地造成工事</u> 、 <u>宅地造成工事等</u> 又は開発工事により整備されている部分以外の部分を有する場合にあっては、当該部分の高さ		
			条例第3条の2第2項 <u>第5号</u> の規定に適合することの確認に必要な図書	建築物が面する急傾斜地が <u>宅地造成工事</u> により整備されている部分を有する場合にあっては、当該工事が条例第3条の2第2項第3号に規定するものであることを確認するために必要な事項					建築物が面する急傾斜地が <u>旧宅地造成工事</u> により整備されている部分を有する場合にあっては、当該工事が条例第3条の2第2項第3号に規定するものであることを確認するために必要な事項		
				<u>(新設)</u>					<u>建築物が面する急傾斜地が宅地造成工事等により整備されている部分を有する場合にあっては、当該工事が条例第3条の2第2項第4号に規定するものであることを確認するために必要な事項</u>		
		条例第3条の2第2項 <u>第6号</u> の規定が適用される建築物	配置図	擁壁が設置されている範囲			条例第3条の2第2項 <u>第7号</u> の規定が適用される建築物	配置図	擁壁が設置されている範囲		
			条例第3条の2第2項 <u>第6号</u> の規定に適合することの確認に必要な図書	条例第3条の2第2項 <u>第6号</u> に規定する擁壁であることを確認するために必要な事項				条例第3条の2第2項 <u>第7号</u> の規定に適合することの確認に必要な図書	条例第3条の2第2項 <u>第7号</u> に規定する擁壁であることを確認するために必要な事項		
		条例第3条の2第2項 <u>第7号</u> の規定が適用される建築物	配置図	建築物から急傾斜地の下端までの水平距離			条例第3条の2第2項 <u>第8号</u> の規定が適用される建築物	配置図	建築物から急傾斜地の下端までの水平距離		
				崖崩れによる被害を受けるおそれのある部分の位置					崖崩れによる被害を受けるおそれのある部分の位置		
			2面以上の断面図	建築物から急傾斜地の下端までの水平距離 崖崩れによる被害を受けるおそれのある部分の位置				2面以上の断面図	建築物から急傾斜地の下端までの水平距離 崖崩れによる被害を受けるおそれのある部分の位置		
		条例第3条の2第5項の規定が適用される建築物	条例第3条の2第5項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			条例第3条の2第5項の規定が適用される建築物	条例第3条の2第5項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
(以下省略)						(以下省略)					